

食安検発第0121001号  
平成21年1月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課  
検疫所業務管理室長  
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の  
登録検査機関への委託の指示について (中国産大粒落花生)

試験事務の登録検査機関への委託については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」(以下「部長通知」という。)により通知しているところです。

中国産大粒落花生については、平成19年度において検査命令に該当しておりましたが、平成20年3月31日付け輸入食品安全対策室事務連絡「平成20年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」により、残留農薬(ダミノジッドを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%として対応することとされました。今般の中国産大粒落花生の輸入量の急増に伴い、当該検査のうち、ダミノジッドの検査については、その試験に関する事務の一部について、部長通知の別添の1の(2)に基づき、登録検査機関に委託することとしましたので、その実施に当たり、下記に留意されるようお願いいたします。

#### 記

1. 登録検査機関に委託を行うための検査件数等については、当室より別途指示する。
2. 上記1. において検体数の割り振りがあった検疫所のうち、登録検査機関と委託契約を行う検疫所については、当室より別途指示する。
3. 部長通知の別添の3の(1)に関連し、地方厚生局における適合命令等の発出及びその改善確認の状況については、必要に応じ別途情報提供する。